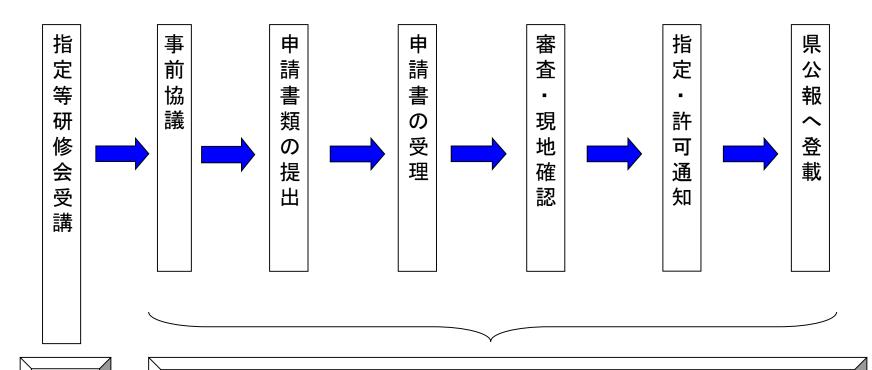
事業者指定の流れ

滋賀県では、新たに介護サービス事業者の指定を受ける場合、開設者および管理者の方を対象に事前研修を開催し、介護保険制度の概要について学んでいただくこととしています。

また、申請に先立ち、研修の理解度を確認するため事前協議を行います。



県庁

事業所が所在する市町を管轄する健康福祉事務所 (※事業所の所在地が草津市、守山市、栗東市、野洲市の場合は県庁医療福祉推進課)

手続きの流れ

	内 容	備考
準備	基準の確認、必要書類の作成 (※1)	研修から指定までの標準的な処理期間は約2 ~3ヶ月です。
研修会受講	対象者:申請者(開設者の代表者)、管理者 (※2)	〇申込期限:受講希望日の1週間前まで 既に介護保険の事業者指定を受け事業を実施 している場合、申請者は受講を省略できます。
事前協議	予約制 必要書類を持参の上、所管の健康福祉事務所(※ 3)で協議を行ってください。	○標準協議期間:30日 介護保険制度への理解が足りないと判断され る場合事前協議に時間がかかることがあります。 ○事前協議完了期限:毎月10日
申請	事前協議完了後、所管の健康福祉事務所(※3)に 申請書類を提出してください。	〇締切:毎月15日
審査	提出書類に基づき、指定基準を満たしているかの 審査を行います。 通所系、入所系サービスは現地確認を行います。	〇標準処理期間:10日
指 定	毎月25日ごろに指定または許可の通知を行います。	原則、指定日は申請のあった翌月1日です。

^{※1} 各サービスの手引きは「県庁ホームページトップ>県民の方〉健康・医療・福祉〉高齢者福祉・介護>介護サービス事業者の指定・指導>介護保険事業者指定申請等の手引きを参照

^{※2} 開催日時・場所・申込は「県庁ホームページトップ>県民の方〉健康・医療・福祉〉高齢者福祉・介護>介護サービス事業者の指定・指導>介護サービス事業者指定等研修会について」を参照

^{※3} 事業所の所在地が草津市、守山市、栗東市、野洲市の場合は、県庁医療福祉推進課となります。